

令和4年度

市が行う地域コミュニティ活性化支援の一覧表

【財政的支援】

○地域づくりSDGs交付金	地域共生課	(1～2 ページ)
○全住民アンケート実施補助金	地域共生課	(3 ページ)
○地域の元気づくり活動補助金	地域共生課	(3 ページ)
○コミュニティ施設整備補助金	地域共生課	(3～4 ページ)
○地域集会施設耐震化補助金	地域共生課	(4 ページ)
○地域集会施設屋根アンカー設置等補助金	地域共生課	(4 ページ)
○SDGs普及啓発人材育成補助金	企画政策課	(4～5 ページ)
○環境配慮型集荷支援事業	農林課	(5 ページ)
○地域防災力向上支援事業補助金	総務課	(5～6 ページ)
○防災士の配置や派遣など	総務課	(6 ページ)
(コミュニティ防災組織育成推進事業)		
○除雪関連補助金(市道除排雪補助事業)	建設課	(7 ページ)
○除雪関連補助金(融雪施設等整備補助事業)	建設課	(7 ページ)
○コミュニティバス運行費補助金	環境生活課	(8 ページ)
○備品貸し出し等	地域共生課	(8 ページ)

【農業・農村の多面的機能の維持に対する支援】

○中山間地域等直接支払事業	農林課	(9 ページ)
○多面的機能支払事業	農林課	(9 ページ)
○農業用施設の改修等に係る補助金の交付、原材料の支給	農林課	(10 ページ)
(むらづくり農業基盤整備事業)		
○森林・山村多面的機能発揮対策交付金(国補助)	農林課	(10～11 ページ)

【人的支援】

○要援護世帯の屋根雪除雪、雪踏み	福祉介護課	(12 ページ)
(高齢者世帯冬期在宅支援事業等)		
○民生委員・児童委員	福祉介護課	(13 ページ)
○社会福祉協議会によるひとり暮らし高齢者等の見守り・支えあいの体制整備	福祉介護課	(13 ページ)
○健康づくりリーダー、食生活改善推進委員	健康保険課	(13 ページ)
○マイナンバーカード出張申請受付	市民税務課	(14 ページ)
○地域内清掃に関する補助	環境生活課	(14 ページ)
○市道未舗装部分の原材料支給	建設課	(14 ページ)
○地域活動人材制度	生涯学習課	(14 ページ)
○スポーツ推進委員	生涯学習課	(15 ページ)
○ラジオ体操指導員	生涯学習課	(15 ページ)
○ラジオ体操実践団体登録制度	生涯学習課	(15 ページ)
○SDGs出前講座	企画政策課	(15 ページ)
○地域づくり協働センター	地域共生課	(15 ページ)
○妙高里山応援団(サトヤマン)	地域共生課	(16 ページ)

《財政的支援》

支援の項目	支援内容	相談窓口
<p>地域づくり SDGs 交付金 (旧： 地域づくり活動 総合交付金)</p>	<p>住みよい地域社会の維持や形成に向けたコミュニティ活動を支援するため、自主的・主体的に活動を行う地域づくり活動団体に対して交付金を交付します。</p> <p>■対象団体 妙高市地域づくり協議会に加入する地域づくり活動団体 (市内54団体)</p> <p>■交付額</p> <p>【基礎交付金 [全団体に交付]】</p> <p>① (400円/世帯×団体を構成する世帯数) + 団体を構成する世帯数に応じた額 (5~20万円)</p> <p>②700円×75歳以上高齢者数 ※4月1日現在の住民基本台帳に記録されている数</p> <p>【上乗せ交付金 [地域選択型交付]】</p> <p>ア. 地域の助け合い推進活動 地域における高齢者や障がい者等の生活支援などの暮らしを支える共助活動を支援。</p> <p>①ごみ出し支援、見守り巡回、除雪支援等 ・1組織につき3万円</p> <p>②買い物、通院の送迎支援 ・1組織につき4万円</p> <p>イ. つながる場づくり推進活動 地域における高齢者等の生きがいつくりや、多世代のつながりづくりとなる「いこいの場」づくりを支援。</p> <p>・1会場につき2万円 ・子どもから高齢者まで多世代が交流できる取組の場合は、1会場につき2万円加算</p> <p>ウ. 楽しく運動・健康づくり活動 地域住民に運動習慣の定着を促し、健康増進を図る取り組みを支援。</p> <p>①ラジオ体操 ・1会場につき</p> <p>20回以上29回まで 1万円 30回以上39回まで 1万5千円 40回以上 2万円</p> <p>・町内会・自治会全体で、子どもから高齢者まで多世代が参加している場合は、1会場につき1万円加算</p> <p>②ウォーキング活動 ・町内会・自治会につき</p> <p>年12回以上 1万円 年24回以上 2万円</p>	<p>●地域共生課 地域協働推進係 (74-0063)</p>

支援の項目	支援内容	相談窓口
地域づくり S D G s 交付金 (旧： 地域づくり活動 総合交付金)	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会全体で、子どもから高齢者まで多世代が参加している場合は、1会場につき1万円加算 ③そのほかスポーツ・レクリエーション活動 <ul style="list-style-type: none"> ・1会場につき2万円 ・子どもから高齢者まで多世代が参加している場合は、1会場につき2万円を加算 エ. 子ども育成活動 <p>地域活動や体験活動を通じ、地域の子どもの主体性を育み、ふるさとへの愛着心の醸成や社会参加を促すための取り組みを支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子どもを中心とした地域活動等 <ul style="list-style-type: none"> ・1組織につき5万円 ②伝統文化の継承活動 <ul style="list-style-type: none"> ・1組織につき3万円 オ. 花いっぱいのみちづくり活動 <p>地域の環境美化活動の促進と地域への愛着心の向上を図ることを目的として実施する植栽活動を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1組織につき3万円 カ. まなびの提供 <p>地域住民にとって身近で目的を共有しやすいテーマで、楽しく学習できる活動を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回につき2千円 キ. 空き家の管理保全活動 <p>除雪や雪庇処理、敷地内の草木の除去、建築資材の飛散防止等、地域における空き家の適正管理に係る活動を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1組織につき3万円 ク. 地域で取り組むS D G s <p>地域でS D G s に対する意識の向上とS D G s を推進する活動を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①研修会や講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・1回につき2千円 ②不用品の再利用（バザー、フリーマーケット等） <ul style="list-style-type: none"> ・1回につき2万円 ケ. 活動保険の加入 <p>ア～クの活動に必要な傷害保険加入料の助成。</p> <p>※R4：交付金額を半額に変更しました</p> 	●地域共生課 地域協働推進係 (74-0063)

支援の項目	支援内容	相談窓口
全住民アンケート実施補助金	<p>社会情勢の変化による地域役員の担い手の減少等の中、住民が主体となって地域の未来について考え、人口構成や住民ニーズに即した主体的な活動を行いながら、持続可能な地域を目指すために、各地域で実施する全住民アンケートに対する経費の一部を補助します。</p> <p>■補助対象団体：自治会、町内会、地域づくり活動団体</p> <p>■補助対象事業</p> <p>世代別の住民ニーズを把握し、今後の地域づくり活動に活かすために、「全住民アンケート」を実施するための事業</p> <p>■補助対象経費等</p> <p>○アンケートの実施にかかる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2/3補助（上限6万円） <p>○アンケートの集計・分析にかかる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2/3補助（上限14万円） 	<p>●地域共生課 地域協働推進係 (74-0063)</p> <p>●地域づくり 協働センター (73-7808)</p>
地域の元気づくり活動補助金	<p>市民活動団体や地域自治組織（町内会等）が自ら取り組むまちづくり活動に対して、審査を実施の上、補助金を交付します。</p> <p>■地域のやる気事業（原則3年間継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年目（上限：30万円） ・2、3年目（上限：各年度100万円） <p>■補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費の80% <p>■審査・選考方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査員による審査会で、得点率が60%以上で採択 	<p>●地域づくり 協働センター (地域共生課 地域協働推進係) (73-7808)</p>
コミュニティ施設整備補助金	<p>地域集会施設の新築や修繕等にかかる経費を補助します。</p> <p>■対象事業</p> <p>○新築・改築・購入・増築・修繕</p> <p>■上限：600万円</p> <p>■補助単価等</p> <p>○新築及び改築の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象面積のうち100㎡までの部分：40,000円/㎡ ・補助対象面積のうち100㎡を超える部分：20,000円/㎡ <p>○購入の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象面積のうち100㎡までの部分：17,000円/㎡ ・補助対象面積のうち100㎡を超える部分：7,200円/㎡ <p>○増築の場合</p> <p>【既設床面積が100㎡未満の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100㎡から既存床面積を引いた部分：38,000円/㎡ ・増築後床面積から100㎡を引いた部分：16,000円/㎡ 	<p>●地域共生課 地域協働推進係 (74-0063)</p>

支援の項目	支援内容	相談窓口
	<p>【既設床面積が100㎡を超える場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 16,000円/㎡ <p>○修繕の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (総事業費－(世帯数×10,000円))×1/2の額 	
地域集会施設耐震化補助金	<p>旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の建築）の地域集会施設の耐震化を補助します。</p> <p>■対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断・耐震補強設計・耐震補強工事 <p>■補助率・上限額</p> <p>○耐震診断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木造：全額補助 ・ 非木造：1/2補助（上限：50万円） <p>○耐震補強設計</p> <p>下記の構造評点を満たすための補強設計費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率：2/3補助（上限：100万円） <p>○耐震補強工事</p> <p>下記の構造評点を満たすための耐震補強工事費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率：2/3補助（上限：500万円） <p>■構造評点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木造：1.0以上 ・ 非木造：0.7以上 	●地域共生課 地域協働推進係 (74-0063)
地域集会施設屋根アンカー設置等補助金	<p>地域集会施設の屋根雪除雪で使用する屋根アンカーの設置工事や安全带・命綱の購入にかかる経費を補助します。</p> <p>■対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根アンカー設置工事・安全带等購入 <p>■補助率・上限額</p> <p>○屋根アンカー設置工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8/10補助（上限：32万円） <p>○安全带等購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8/10補助（上限：24万円） 	●地域共生課 地域協働推進係 (74-0063)
SDGs普及啓発人材育成補助金	<p>地域等へのSDGsの普及啓発や行動変容に向けた人材の育成を目指し、SDGsの資格取得を支援するため、受講料を補助します。</p> <p>■補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妙高市内に住所を有するかた ・ 補助金交付申請時において市税を滞納していないかた ・ 過去に同一資格試験等の受講に対する補助金を受給していないかた ・ ほかの公的制度による資格試験等に係る補助金を受給していないかた 	●企画政策課 SDGs推進室 (74-0005)

支援の項目	支援内容	相談窓口									
	<p>・新たに資格を取得した後、市が実施するSDGsの普及啓発活動の講師として従事するなど、継続的にSDGsの普及啓発に資する活動を誓約したかた</p> <p>■補助対象資格</p> <table border="1" data-bbox="448 365 1198 689"> <thead> <tr> <th>資格の名称</th> <th>事業団体</th> <th>受講料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SDGs ボードゲーム公認ファシリテーター</td> <td>一般社団法人未来技術推進協会</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>2030SDGs カードゲーム公認ファシリテーター</td> <td>一般社団法人イマココラボ</td> <td>275,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■補助対象経費、補助率</p> <p>○補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各資格取得に係る受講料 ※「2030SDGs カードゲーム公認ファシリテーター」は講座申し込み条件に、2030SDGs カードゲームの体験会参加が必須になりますが、そちらに係る費用は補助対象外になります。 <p>○補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の10/10 	資格の名称	事業団体	受講料	SDGs ボードゲーム公認ファシリテーター	一般社団法人未来技術推進協会	50,000円	2030SDGs カードゲーム公認ファシリテーター	一般社団法人イマココラボ	275,000円	
資格の名称	事業団体	受講料									
SDGs ボードゲーム公認ファシリテーター	一般社団法人未来技術推進協会	50,000円									
2030SDGs カードゲーム公認ファシリテーター	一般社団法人イマココラボ	275,000円									
環境配慮型集荷支援事業	<p>SDGsの取組みとして、現在、廃棄等されている農産物の有効活用を図るため、それら農産物の集出荷を取りまとめて行い、量り売りや袋詰めしない個別販売などを行う団体の取組みを支援します。</p> <p>■補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業法人、3戸以上の農業者等で組織する団体、NPO、町内会・大字等で組織する団体 <p>■補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集荷作業に使用する車両借上料及び燃料費 ・集荷作業及び事務作業に関する人件費 ・集出荷に必要な備品等（集荷作業に使用する車両は除く） <p>■補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初年度は補助対象経費の2/3以内 ※2年目以降は1/2以内 ・1施設につき上限60万円 ※1団体の補助期間は最長3年間 	●農林課 農業振興係 (74-0027)									
地域防災力向上支援事業補助金	<p>地域防災力の向上を図るため、自主防災組織が実施する防災資機材の整備にかかる経費を補助します。</p> <p>■支援の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災資機材の整備（購入）に対する補助 <p>■補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1団体あたり、15万円（上限） 	●総務課 危機管理室 防災係 (74-0002)									

支援の項目	支援内容	相談窓口		
	<p>■補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 80% <p>■申請書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妙高市地域防災力向上支援事業補助金交付申請書 <p>※年度当初に市内全地区（自主防災組織）に発送。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書には、整備した防災資機材の写真と、資機材を訓練で使用している様子が分かる写真を添付。 ・ 訓練は、原則消防団と合同で実施してください。 <table border="1" data-bbox="448 539 1204 898"> <tr> <td data-bbox="448 539 647 898">補助対象 防災資機材</td> <td data-bbox="647 539 1204 898">ハンドマイク、投光器、担架、リヤカー、小型発電機、テント、炊き出し用の大なべ、大型ケトル、防災かまど、防災ベスト、懐中電灯、ランタンライト、誘導棒、救助現場破壊器具、油圧爪付ジャッキ、ガソリン携行缶、トランシーバー、ヘルメット、車椅子、救急セット、非常用浄水器、移動式蓄電システム、のぼり旗、その他市長が必要と認める防災資機材</td> </tr> </table>	補助対象 防災資機材	ハンドマイク、投光器、担架、リヤカー、小型発電機、テント、炊き出し用の大なべ、大型ケトル、防災かまど、防災ベスト、懐中電灯、ランタンライト、誘導棒、救助現場破壊器具、油圧爪付ジャッキ、ガソリン携行缶、トランシーバー、ヘルメット、車椅子、救急セット、非常用浄水器、移動式蓄電システム、のぼり旗、その他市長が必要と認める防災資機材	
補助対象 防災資機材	ハンドマイク、投光器、担架、リヤカー、小型発電機、テント、炊き出し用の大なべ、大型ケトル、防災かまど、防災ベスト、懐中電灯、ランタンライト、誘導棒、救助現場破壊器具、油圧爪付ジャッキ、ガソリン携行缶、トランシーバー、ヘルメット、車椅子、救急セット、非常用浄水器、移動式蓄電システム、のぼり旗、その他市長が必要と認める防災資機材			
<p>防災士の配置や派遣など（コミュニティ防災組織育成推進事業）</p>	<p>災害発生時に自主防災組織が主体的に活動できるよう、防災訓練等への支援、自主防災会長等の補佐的役割を担う防災士の各自主防災組織への配置のほか、自警消防団の活動に対する支援を行います。</p> <p>■支援の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練などへの支援 自主防災組織の活動内容に関する相談、講師（防災士など）派遣、防災・避難所運営訓練及び地域防災マップづくりなどを支援します ○防災士の配置に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災士の資格取得にかかる費用を補助 ○自警消防団の活動に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自警消防団の活動にかかる経費の一部を補助 <p>■補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災士育成事業補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災士資格取得に対する補助：10/10 ・ 対象経費：受講料、受験料、登録料、旅費 ○自警消防団活動費補助 <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動費に対する補助：1/2補助（上限：2万円） ・ 消防小型動力ポンプ修繕に対する補助：1/2補助（上限：5万円） 	<p>●総務課 危機管理室 防災係 (74-0002)</p>		

支援の項目	支援内容	相談窓口
除雪関連補助金 (市道除排雪 補助事業)	<p>市の除雪計画に基づく格付の低い市道（第三種路線以下）及び除雪計画の対象とならない市道のうち、生活実態のある市道を対象に、地域の団体が除雪機を使用して行う除排雪にかかる経費を補助します。</p> <p>■除排雪活動補助</p> <p>○補助対象額は、除雪市道延長1m1回につき40円とし、補助金の額は、その1/2以内を補助しますが、この場合の除雪回数は、実施除雪回数と隣接する市道の除雪回数を比較し、回数の少ない方とします。</p> <p>補助金の額の上限：35万円</p> <p>■小型除雪機購入等補助</p> <p>○補助対象額は、除雪機の購入等に必要な額とし、補助金の額は、1/2以内を補助します。</p> <p>補助金の額の上限：80万円</p>	●建設課 雪水対策係 (74-0024)
除雪関連補助金 (融雪施設等整 備補助事業)	<p>地域団体が市道及び集落駐車場において融雪施設等を設置し、稼働し又は施設の修繕をする場合に補助します。</p> <p>■補助対象</p> <p>市道及び集落駐車場の消雪パイプ、流雪溝又は路面流水施設等の設置費、稼働費、修繕費</p> <p>■補助率</p> <p>○整備費補助金</p> <p>事業費の1/2以内</p> <p>(ただし、節水・節電制御装置を設置する場合は、当該装置に要する費用については2/3以内)</p> <p>事業費の上限：800万円</p> <p>○稼働費補助金</p> <p>年間電気基本料金（降雪期の電気基本料金）</p> <p>○修繕費補助金</p> <p>事業費の1/2以内</p> <p>(ただし、節水・節電制御装置を設置する場合は、当該装置に要する費用については2/3以内)</p> <p>補助金の上限：200万円</p>	●建設課 雪水対策係 (74-0024)

支援の項目	支援内容	相談窓口
コミュニティバス運行費補助金	<p>地域住民の生活交通の確保のため、住民が主体となって運行するコミュニティバスに要する経費を補助します。</p> <p>■補助対象地域：市長が必要と認めた地域</p> <p>■補助対象経費：</p> <p>○車両購入経費（次に掲げる経費の合計額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両購入経費及び車両の装備品ほか、諸経費 <p>○リース車両及び自家用車両を使用した場合のリース料全額</p> <p>○運行経費</p>	<p>●環境生活課 生活安全係 (74-0032)</p>
備品貸し出し等	<p>地域活動に必要な備品を無料で貸し出しています。また、各施設で印刷機を使用することができます。</p> <p>■貸出備品等</p> <p>○新井地域（勤労者研修センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈払機×6台（エンジン式×3台、充電式×3台） ・自走式草刈機×3台 （スパイダーモア×2台、ハンマーモア×1台） ・かたん帐篷（大）×3張 ・かたん帐篷（小）×9張 ・折りたたみテーブル×58台 ・パイプ椅子×45脚 ・プロジェクター×3台 ・スクリーン×3台 ・放送機材（ユニペックス）×1台 ・カラー印刷機（有料） ほか <p>○妙高高原地域（妙高高原支所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈払機×2台（エンジン式） ・自走式草刈機×2台（スパイダーモア） ・かたん帐篷（大）×4張 ・かたん帐篷（小）×4張 ・プロジェクター×1台 ・スクリーン×1台 ・放送機材（ユニペックス）×1台 ・白黒印刷機（有料） ほか <p>○妙高地域（妙高ふれあいパーク）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈払機×2台（エンジン式） ・自走式草刈機×2台（スパイダーモア） ・かたん帐篷（大）×4張 ・かたん帐篷（小）×3張 ・放送機材（ユニペックス）×1台 ・白黒印刷機（有料） ほか 	<p>●地域づくり協働センター (73-7808)</p> <p>●妙高高原支所 (86-3131)</p> <p>●妙高ふれあいパーク (82-4400)</p>

《農業・農村の多面的機能の維持に対する支援》

支援の項目	行政の支援内容	相談窓口																
<p>中山間地域等直接支払事業</p>	<p>中山間地域等において、協定に基づいて農業生産活動や農地保全活動等を行う集落に対し、対象農用地の面積に応じて交付金を交付します。</p> <p>■対象農用地 急傾斜農用地（田は20分の1以上、畑・草地・採草放牧地は15度以上）など、生産条件の悪い農用地</p> <p>■対象行為 協定に基づいて5年以上継続される農業生産活動等</p> <p>■交付単価</p> <table border="1" data-bbox="491 555 1064 750"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>区分</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">田</td> <td>急傾斜</td> <td>21,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜</td> <td>8,000円/10a</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畑</td> <td>急傾斜</td> <td>11,500円/10a</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜</td> <td>3,500円/10a</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上の交付単価は主なものです。取組内容によって交付単価は異なります。</p> <p>■交付金の使途 交付金の使途は、協定参加者の合意により決定されます。よって、地域の状況に応じた活用（農業用施設等の維持管理活動、農村環境の保全活動、地域コミュニティ活動等への活用）が可能。</p>	地目	区分	交付単価	田	急傾斜	21,000円/10a	緩傾斜	8,000円/10a	畑	急傾斜	11,500円/10a	緩傾斜	3,500円/10a	<p>●農林課 農業振興係 (74-0027)</p>			
地目	区分	交付単価																
田	急傾斜	21,000円/10a																
	緩傾斜	8,000円/10a																
畑	急傾斜	11,500円/10a																
	緩傾斜	3,500円/10a																
<p>多面的機能支払事業</p>	<p>農地や農業用水等の基礎的な保全管理活動や、植栽などの環境保全活動、施設（農道・水路など）の長寿命化のための活動に取り組む組織（地域）に対し、対象農用地の面積に応じて交付金を交付します。</p> <p>■対象施設等 ・水路、農道、ため池等</p> <p>■対象行為</p> <p>○農地維持支払 ・草刈りや水路の泥上げなどの保全活動 など</p> <p>○資源向上支払（質的向上を図る共同活動） ・景観作物の植栽などの農村環境保全活動 ・田んぼダムなどの多面的機能の増進を図る活動 など</p> <p>○資源向上支払（施設の長寿命化） ・老朽化した水路のコーキング ・未舗装農道の舗装 など</p> <p>■交付単価</p> <table border="1" data-bbox="454 1637 1209 1908"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>田</th> <th>畑</th> <th>草地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地維持支払</td> <td>3,000円/10a</td> <td>2,000円/10a</td> <td>250円/10a</td> </tr> <tr> <td>資源向上支払 (共同活動)</td> <td>2,400円/10a</td> <td>1,440円/10a</td> <td>240円/10a</td> </tr> <tr> <td>資源向上支払 (長寿命化)</td> <td>4,400円/10a</td> <td>2,000円/10a</td> <td>400円/10a</td> </tr> </tbody> </table> <p>※単価は上限額です。 ※資源向上支払（質的向上を図る活動）を5年以上継続して取り組んでいた場合などは単価が異なります。</p>	区分	田	畑	草地	農地維持支払	3,000円/10a	2,000円/10a	250円/10a	資源向上支払 (共同活動)	2,400円/10a	1,440円/10a	240円/10a	資源向上支払 (長寿命化)	4,400円/10a	2,000円/10a	400円/10a	<p>●農林課 農業振興係 (74-0027)</p>
区分	田	畑	草地															
農地維持支払	3,000円/10a	2,000円/10a	250円/10a															
資源向上支払 (共同活動)	2,400円/10a	1,440円/10a	240円/10a															
資源向上支払 (長寿命化)	4,400円/10a	2,000円/10a	400円/10a															

支援の項目	行政の支援内容	相談窓口
<p>農業用施設の改修等に係る補助金の交付、原材料の支給 (むらづくり農業基盤整備事業)</p>	<p>農業基盤や農村居住環境の整備等に必要な原材料の支給又は整備等にかかる経費の一部を補助します。</p> <p>■対象者 土地改良区、大字、集落等農業用施設の管理団体</p> <p>■事業概要</p> <p>○補助金交付事業（事業費1件5万円以上が対象）</p> <p>【農道整備事業】 新設、改良を行う場合で、次の条件を満たすもの 受益面積 おおむね0.5ha以上 延長 30m以上 幅員 2m以上</p> <p>【用排水路改良事業】 用排水路等の改良工事を行う場合で、次の条件を満たすもの 受益面積 おおむね0.5ha以上</p> <p>※補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の戸数が41戸以上の場合は補助対象経費の40% ・対象者の戸数が21～40戸までの場合は補助対象経費の60% ・対象者の戸数が20戸以下の場合は補助対象経費の80% <p>○原材料等支給事業（原材料費1件15,000円以上が対象）</p> <p>【農道舗装事業】 農道の舗装を行う場合で、次の条件を満たすもの 受益面積 おおむね0.5ha以上 延長 30m以上 幅員 2m以上</p> <p>※生コンクリート等の材料を支給します。 (10㎡につき1m³)</p> <p>【用排水路整備事業】 水路の改良を伴わず、U字溝や水路蓋等を設置する場合で、次の条件を満たすもの 受益面積 おおむね0.5ha以上</p> <p>※U字溝や水路蓋等の材料を支給します。</p>	<p>●農林課 農地林政係 (74-0029)</p>
<p>森林・山村多面的機能発揮対策交付金（国補助）</p>	<p>森林の多面的機能の発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるための地域住民等による森林の保全管理活動等の取組みを国が支援します。</p> <p>■事業内容</p> <p>○活動推進費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等（11万2,500円上限：活動開始初年度のみ） <p>○地域環境保全タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山林景観を維持するための活動（最大12万円/h a） ・侵入竹の伐採・除去活動（最大28.5万円/h a） <p>○森林資源利用タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しいたけ原木などとして利用するための伐採活動（最大12万円/ha） 	<p>●農林課 農地林政係 (74-0029)</p>

支援の項目	行政の支援内容	相談窓口
	<ul style="list-style-type: none"> ○森林機能強化タイプ <ul style="list-style-type: none"> ・森林内の路網の補修・機能強化等（800円/m） ○関係人口創出・維持タイプ <ul style="list-style-type: none"> ・地域外関係者との調整や受入れのための環境整備、活動に必要な森林調査、見回り等（50,000円/年） ○資機材・施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・上記活動に必要な機材及び資材の整備（1/2以内） ■補助対象活動組織 <ul style="list-style-type: none"> ・最低3名以上で構成する活動組織（森林所有者、地域住民、自治会、NPO法人、森林組合、生産森林組合、林業者、企業等に所属する方々など） ■活動の対象森林 <ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者と最低3カ年の協定締結が必要 ・森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林 	

《人的支援》

支援の項目	行政の支援内容	相談窓口
<p>要援護世帯の屋根雪除雪、雪踏み（高齢者世帯冬期在宅支援事業等）</p>	<p>①経済的支援 高齢者世帯等のかたが、冬期間自宅で安心して暮らせるよう、屋根雪の除雪及び生活路の雪踏みの費用を助成します。</p> <p>■対象世帯 高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯のうち、次の要件のすべてに該当する世帯（経済的支援）</p> <p>○世帯員全員の当該年度の市町村民税が非課税である世帯</p> <p>○当該年度の前年中の年間収入が、単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下である世帯</p> <p>○世帯員全員が自力で除雪できない世帯</p> <p>○扶養義務者である子がない世帯（子ども要件）</p> <p>【子ども要件の例外事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子が市町村民税非課税で、かつ、妙高市、上越市、飯山市、信濃町以外に居住し、労力的、金銭的に援助を受けられない ・子が高齢者で労力的、金銭的に援助を受けられない ・子が行方不明、音信不通である ・子が重度障がい者である <p>○親、兄弟姉妹その他親族から労力的又は金銭的に援助が得られない世帯</p> <p>○除雪対象となる住宅を生活の本拠としている世帯（ただし、冬期間のみ短期入所、入院、または妙高市、上越市、信濃町、飯山市以外に居住する子の住居に滞在し、春に自宅に戻る場合は対象）</p> <p>■支援額（除雪等の実施者は個人、事業者、地域）</p> <p>○屋根雪の除雪：全額</p> <p>○生活路の雪踏み：17,500円／月</p> <p>※世帯員全員の収入総額が世帯員数に応じた基準額を超える世帯の支援額は9割とし、1割は自己負担となります。</p> <p>②相談支援 除雪業者の斡旋・紹介等の相談支援を行います。</p>	<p>●福祉介護課 高齢福祉係 (74-0016)</p> <p>●社会福祉協議会 (72-7660)</p> <p>・社会福祉協議会 妙高高原支所 (86-5310)</p> <p>・社会福祉協議会 妙高支所 (82-4084)</p> <p>●地域の 民生・児童委員</p>

支援の項目	行政の支援内容	相談窓口
民生委員・児童委員	地域住民がかかえる問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談に応じます。また、個々のニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう関係行政機関、施設・団体等と連携し、適切な支援につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉介護課 地域包括支援係 (74-0017) ●社会福祉協議会 (72-7660) ・社会福祉協議会 妙高高原支所 (86-5310) ・社会福祉協議会 妙高支所 (82-4084)
社会福祉協議会によるひとり暮らし高齢者等の見守り・支えあいの体制整備	<p>ひとり暮らしなどの高齢者等が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるように、社会福祉協議会に地域支援専門員を配置し、地域ぐるみで見守り支援の仕組みづくりを行います。また、ボランティアによる日常生活支援を行います。</p> <p>■支援の内容</p> <p>○見守りネットワークづくり</p> <p>地域支援専門員を中心に、ひとり暮らしなどの高齢者等、見守りが必要な世帯の把握を行うとともに、と民生委員や地域包括支援センター、福祉協力員などの地域ボランティアとの連携により見守りネットワークを構築します。</p> <p>○有償ボランティアによる日常生活支援</p> <p>社会福祉協議会に登録しているボランティアが、高齢者世帯等の掃除や買い物、通院の付き添いなどの日常生活について、有償でお手伝いします。</p> <p>・負担額：500円/時間（30分ごとに250円を加算）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会 (72-7660) ・社会福祉協議会 妙高高原支所 (86-5310) ・社会福祉協議会 妙高支所 (82-4084) ●福祉介護課 高齢福祉係 (74-0016) 地域包括支援係 (74-0017)
健康づくりリーダー 食生活改善推進委員	健康づくりの担い手として、健康づくりリーダーや食生活改善推進委員の皆さまが、町内会、自治会の健康づくり活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険課 健康づくり係 (74-0013) ●各地区の健康づくりリーダー、食生活改善推進委員

支援の項目	行政の支援内容	相談窓口
マイナンバーカード出張申請受付	<p>地域の方々のマイナンバーカード取得を支援するため、職員が地域集会施設などに伺って、申請を受付します。</p> <p>■支援対象地域：全市域</p> <p>■支援内容：</p> <p>○3名以上の取得を希望する方がいる地域等に職員が出向いてマイナンバーカードの出張申請受付を行います。 (日時は要相談)</p> <p>○持ち物等 本人確認書類（免許証、運転経歴証明書等は1点、健康保険証、介護保険証、年金手帳などは2点）詳細はお問い合わせください。</p>	<p>●市民税務課 市民窓口グループ (74-0009)</p>
地域内清掃に関する補助	<p>■廃棄物処理手数料の減免 町内会等が環境清掃美化活動（地域内清掃）を実施する場合に、廃棄物処理手数料の減免（ごみ袋の交付、廃棄物処理手数料減免券の交付）をします。</p> <p>■車の借上料補助 【妙高市環境衛生対策協議会からの補助】 地域内清掃で出たごみをあらい再資源センター等へ運ぶとき、車輛1台につき、500円を補助します。</p>	<p>●環境生活課 環境衛生係 (74-0031)</p> <p>●環境衛生対策協議会事務局（環境生活課環境衛生係内） (74-0031)</p>
市道未舗装部分の原材料支給	<p>市道未舗装部分の早期解消と利用者の利便性向上を目指し、地元で行う整備に必要な原材料を支給します。</p> <p>■対象路線：改良計画のない未舗装の市道</p> <p>■支給材料：生コンクリート</p>	<p>●建設課 建設係 (74-0023)</p>
地域活動人材制度	<p>地域の皆さまに多様な学習機会を提供するため、様々な知識や技術を身に付けた地域で活躍する指導者を要望に応じて派遣します。</p> <p>■制度について (対象になるもの) 町内会、地域コミュニティなど (対象にならないもの) 個人での利用、営利を目的とする利用、町内の草刈りや作業の手伝いなど (活動事例) 健康体操、ラジオ体操、パソコンの使い方・文書作成、防災講座など このほかにも幅広く、学びをサポートします。 (利用料) 無料 ※指導者への謝金は市からお支払いしますが、それ以外の費用（会場費、材料費など）は、利用者のかたのご負担になります。</p>	<p>●生涯学習課 生涯学習推進係 (74-0034)</p>

支援の項目	行政の支援内容	相談窓口
スポーツ推進委員	<p>スポーツ推進委員は生涯スポーツ振興のためのコーディネーター役として、市民のスポーツ実施率向上を目指して活動しています。子どもから高齢者まで幅広い年齢層にスポーツや運動の楽しさを伝え、市民の運動習慣定着化へのきっかけをつくるとともに、地域でのスポーツ活動等に対する支援を行います。</p> <p>■支援の内容</p> <p>誰でも気軽に行えるボッチャをはじめとするニュースポーツやラジオ体操などの普及・指導を通して、地域におけるスポーツ活動を支援します。</p>	●生涯学習課 スポーツ振興係 (74-0036)
ラジオ体操指導員	<p>全国ラジオ体操連盟公認指導者の資格を持った指導員が町内会等に出向き、正しく効果的なラジオ体操の講習を行います。</p>	●NPO法人 スポーツクラブ あらい (72-3665)
ラジオ体操実践団体登録制度	<p>気軽に実践できるラジオ体操を普及し、運動を始めるきっかけづくりや運動習慣の定着を図ることを目的に、ラジオ体操に取り組む地域や事業所を支援します。登録した地域や団体には、次の支援を行います。</p> <p>■登録条件</p> <p>○年40回以上ラジオ体操を実施する地域や事業所など ○年1回、構成員への指導会の実施や、NPO法人スポーツクラブあらいが行うリーダー講習会に構成員が参加すること。</p> <p>■支援の内容</p> <p>○ラジオ体操のCDやDVD、のぼり旗などの配布 ○ラジオ体操指導員の派遣、リーダー講習会への参加案内</p> <p>■その他</p> <p>○実施団体（地域組織のみ）は地域づくり活動総合交付金（上乘せ分）の交付対象となります。詳しくは、1ページをご覧ください。</p>	●NPO法人 スポーツクラブ あらい (72-3665)
SDGs 出前講座	<p>令和3年度にSDGs未来都市に選定されたことをきっかけに、SDGsの知識を身につけ、市民一人ひとりの行動変容を促すため、地域の集会施設等に出向き出前講座を行う。</p> <p>■対象地域：全市域</p> <p>■講座内容</p> <p>・SDGsについて</p>	●企画政策課 SDGs推進室 (74-0005)
地域づくり協働センター	<p>地域づくり協働センターでは、団体の育成に向け、次の各種支援を実施しています。</p> <p>■地域づくり活動・市民活動の支援</p> <p>○相談業務（運営全般） ○情報発信・収集 ○団体交流の推進 ほか</p>	●地域づくり 協働センター （地域共生課 地域協働推進係） (73-7808)

支援の項目	行政の支援内容	相談窓口
妙高里山応援団 (サトヤマン)	<p>過疎化や高齢化の進行により、集落における草刈り等の共同作業、地域行事等の運営が難しくなっている地域に、事業所や個人などによるボランティア組織「妙高里山応援団（サトヤマン）」を派遣し、草刈りなどの共同作業や地域行事等のお手伝いをします。</p> <p>■主な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路の草刈り、用水路の清掃等の環境保全活動 ○植栽・下刈り等の森林保全活動 ○鳥獣害防除ネットの設置等の鳥獣害対策活動 ○集落の祭りや地域行事等の支援活動 など <p>※集落等が行う共同作業などが対象で、個人的な活動は対象になりません。</p> <p>■注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアのため、日当等の支払いは不要です ○必要な道具は本人が用意します ○万が一に備え、団員はボランティア保険に加入済みです ○休憩時の飲み物などは、地域にお任せします <p>※活動日の30日前までに連絡をしてください。</p>	<p>●地域づくり 協働センター (地域共生課 地域協働推進係) (73-7808)</p>

< 作成 >
 妙高市地域共生課 地域協働推進係
 電話 0255-74-0063